

## 第54回通常総会の結果

去る5月20日に通常総会を開催しました。提案した議案はすべて原案のとおり承認、議決されました。詳細については、各会員に送付している「総会議案書」をご覧ください。

## 会費の納付をお願いします

会費の納付依頼書と請求書をお届けします。6月末をめどに納付をお願いします。

## 新会員の紹介

次の方が会員となりました。  
末永くよろしくお願ひいたします。

### ☆ラーメン風風

\*代表者：佐々木保廣さん

\*地 区：菅窪

\*業 種：飲食業

## 事業復活支援金

申請期限延長：6月17日まで

事前確認期限：6月14日まで

**ただし仮登録（申請ID取得）**

**は5月31日までに！**

**差額の給付申請も可能に!!**

<https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>

又は「事業復活支援金」で検索

新型コロナ禍の影響で売上げが減少している事業者に給付される事業復活支援金の申請期限が延長されました。

これから申請を予定している会員事業者の皆さんは、至急仮登録して、申請IDを取得してください。

### ☆給付対象

対象期間のいずれかの月と基準期間の任意の同じ月を比較して売上げが減少していること

#### ○対象期間

令和3年11月～令和4年3月

#### ○基準期間

①平成30年11月～平成31年3月

②令和元年11月～令和2年3月

③令和2年11月～令和3年3月

#### ○売上減少割合

50%以上 又は 30%以上50%未満

### ☆給付額

基準期間の売上高－対象月の売上高×5カ月  
(5か月分)

### ☆給付上限額

#### ○売上減少率が50%以上の場合

法人（年間売上高1億円以下）100万円

法人（11億超5億円以下）150万円

法人（年間売上高5億円超）250万円

個人事業者は50万円

#### ○売上減少率が30%以上50%未満の場合

法人（年間売上高1億円以下）60万円

法人（11億超5億円以下）90万円

法人（年間売上高5億円超）150万円

個人事業者は30万円

## 差額の給付とは？

差額給付申請は、事業復活支援金を受給した方の内、特定の要件（初回給付の際の売上減少割合が30%以上50%未満など）を満たす方が申請可能です。

**対象となる可能性のある方は、マイページ上に差額給付の申請ボタンが表示されますので、マイページを確認してください。**

差額給付の申請には、原則、事業復活支援金の申請IDをそのまま使用できます。また、改めての事前確認は不要です。

申請期間は、6月1日から6月30日まで。